

エー・アンド・デイ  
グリーン調達ガイドライン

# 関 連 資 料

(株)エー・アンド・デイ  
規制物質管理委員会

作成日 2010年 9月20日  
改訂日 2016年12月 1日

はじめに

この関連資料は、「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン」に基づき弊社に提出して頂く資料、及び関連する基準を示したものです。

下表で“提出必要”と定めている資料につきましては、弊社購買担当部門に提出をお願いいたします。

資料説明

A. 取引先様の化学物質に関する管理状況の評価・選定に関する資料			
	資料の名称	弊社への提出	備考
1	環境保全活動評価表	提出必要	
2	製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書	提出必要	
3	4M変更時の連絡に関する同意書	提出必要	
4	4M変更の連絡が必要な基準	不要	弊社に事前に連絡をいただくための基準です。
B. 納入品自体の化学物質に関する評価・選定に関する資料			
	資料の名称	弊社への提出	備考
5	管理物質一覧	不要	弊社が取引先様に管理をお願いする化学物質の一覧です。 *今後顧客要求および他の法律への適合により増加することが想定されますので、ご承知置きください。
6	不使用証明書 「不使用証明書(Excel版)」	提出必要	*今後の社会の状況、適用法律、管理体制の見直し等によりJAMP推奨のフォーム等に統一されることが想定されますので、ご承知置きください。
C. 不使用証明書の記入について			
<p>左上「仕入先」欄には、以下のように記入を行います。</p> <p>仕入先：①*****-②***-③*/*</p> <p>①弊社発行の納品書の仕入先欄にある8桁の英数字を記入してください。 ・不使用証明書全てに記入をお願いします。 別紙を使用する場合、識別番号として使用します。</p> <p>②取引先様の都合で3桁の連番を記入してください。 ・別紙を使用する場合が複数の場合、識別番号として使用します。 その他、提出番号として使用することも可能です。</p> <p>③別紙を使用した場合の頁分割番号として活用してください。 ・分子に頁番号を分母に総頁数を記入します。 別紙が無い場合、無記入とします。</p>			

# 環境保全活動評価表

取引先 各位

評価表発送日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

株式会社エー・アンド・デイ 購買管理部

ご提出いただいた自己評価結果は、エー・アンド・デイ内で使用し、外部に公表することはありません。

作成日	
貴社名	
所属部門名	
記入者（役職）	
事業所所在地	
電話番号	
主な生產品目	
主な納入品目	

該当する口欄にレ点を付けるか、又は記入して下さい。

- 現在、グリーン調達を実施されていますか。  
実施している（→以下回答不要）      実施していない  
 [配点：100点]
- 化学物質を管理するための体制はお持ちですか。  
構築している（→以下回答不要）      構築していない  
 [配点：70点]
- グリーン調達を推進している企業と1年以上、継続取引されていますか。  
取引している（→以下回答不要）      取引していない（以下の質問にご回答下さい）  
 [配点：70点]

「回答内容」欄の該当する番号の配点を「回答」欄に記入下さい。

項目	質問内容	回答内容	配点	回答
環境管理システム	文書化された環境に関する方針がある。	1. 方針がある	10点	
		2. 方針がない	0点	
	環境管理を担当する部門（部署）や環境の委員会組織がある。	1. 組織がある	10点	
		2. 組織がない	0点	
環境に関する目標が設定され改善活動が実施されている。	1. 実施されている	10点		
	2. 実施されていない	0点		
<上記3問の回答がすべて2の場合のみ記入> 環境に関する対応を検討、または計画している。	1. 検討または計画している	10点		
	2. 何もしていない	0点		
環境情報開示	環境報告書やホームページなどを通して、社外への積極的な環境情報開示を実施していますか。	1. 実施している	10点	
		2. 実施していない	0点	
化学物質管理	製品に含有する化学物質を分析したデータ等を提出できますか。（データの提出とは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）のHPから回答書へ入力するか又は、それに類似したエクセルシートに回答入力することなどを意味します。）	1. 提出できる	50点	
		2. 提出できない	0点	
合計点数				

ご協力ありがとうございました。

行き

## 製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書

所在地:

社名:

社印

代表者名:

(又は環境責任者)

当社は、当社（当社の子会社、関連会社を含む）が御社に納入する御社が指定した製品または部品（御社との協議に基づく事項を除き、付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）に、以下に記載する化学物質が含まれていないことを（法規制値未満であることを含む）を保証いたします。

国内外の法律で製造禁止、使用禁止含有が規制されている次の物質

- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB類）
  - ・ アスベスト類 \*
  - ・ 特定有機スズ化合物
  - ・ 短鎖型塩化パラフィン（C10-13）
  - ・ 特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE） \*
  - ・ 特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 \*
  - ・ ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上の物質）
  - ・ カドミウムおよびその化合物 \*
  - ・ 鉛およびその化合物 \*
  - ・ 六価クロム化合物 \*
  - ・ 水銀とその化合物 \*
  - ・ オゾン層破壊物質（HCFCは除く）
  - ・ ホルムアルデヒド \*
  - ・ パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩
  - ・ 特定ベンゾトリアゾール
  - ・ その他、国内外の法律で規制されている物質

\*印の具体的な数値については、エー・アンド・デイ「グリーン調達ガイドライン及び関連資料」にある『管理物質一覧』にて規制値が定められていますので、そちらを参照願います。（HPにて公開）

\*明示的に規定されていない物質あるいはその用途であっても、各国または地域の法規制で使用が禁止または制限されているものについては、弊社、御社または他の第三者より要求があった場合、御社との協議に基づきその法規制に従います。

\*本保証書提出後、新たに法規制の改正等によりエー・アンド・デイグループが管理すべき化学物質が変更した場合、都度本保証書の提出は不要としますが、『管理物質一覧』を常に参照して同様に不使用の保証をお願いいたします。

行き

---

#### 4 M変更時の連絡に関する同意書

所在地:

社名:

代表者名:

(又は環境責任者)

社印

当社は、当社（当社の子会社、関連会社を含む）が御社に直接または第三者を通して納入する御社が指定した製品または部品（付属品、包装梱包品、その他製品と共に納入されるものを含む）において、品質または環境に影響を及ぼす一切の変更（当社への購入先の変更、当社内での使用部材の変更、設備等の工程変更並びに御社への納入品について変更等）が生じた場合、事前に御社に連絡し、必要な指示を受けることに同意します。

## 4 M変更の連絡が必要な基準

御社、または御社の取引先の都合による4 M変更で、かつ、下表に該当する場合には、変更を実施する前に弊社購買担当部門に連絡をお願いいたします。

変更の内容により、安全性、品質に問題のないことの根拠となる証拠書類を収集する場合があります。特に、部品・材料変更時は化学物質についてのデータも入手を必須とします。

## 工程変更報告基準

区 分	対象分類	組配品 (仕様要求)	機械加工品	一般部品
例		当社の仕様で生産している物品 ①基板、②装置、③ケーブル、等	当社の仕様で生産している物品 ①板金、②ホルド、 ③ケーブル、等	取引先の仕様で生産している物品 ①電気/電子部品 ②装置、等
部材変更	部品、材料、メーカー、等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入先の変更</li> <li>・外観の違い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状変更</li> <li>・表示変更</li> <li>・材質変更</li> <li>・規格に抵触する変更 (RoHS、電安法、UL、CSA、他)</li> </ul>
作業方法変更	作業条件、手順、治工具、副資材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社から提示した作業方法 (個別指示文書等) に対し変更が必要な場合または、作業方法に改善が必要な場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工程条件変更 (自動⇄マニュアル)</li> </ul>	
設備変更	新規設置、改造、増設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社から指定された既存設備に対する改造、または別の設備への変更 (試験設備を含む)</li> </ul>		
作業、場所変更	作業、フロアレイアウト、協力会社移設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織変更や新規採用による作業員の異動 (作業員の50%以上の入れ替えがあった場合)</li> <li>・工場変更 (生産場所の移転)</li> <li>・委託先の変更 (御社の下請負業者における工場の移転)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織変更や新規採用による作業員の異動 (作業員の50%以上の入れ替えがあった場合)</li> <li>・工場変更 (生産場所の移転)</li> </ul>	

※) 上記変更内容においても、当社からの指示書 (図面、仕様書および手順書等) の内容に抵触しないものについては、弊社への連絡を省略できるものとします。

## 管理物質一覧

### 管理化学物質（個別に含有について調査・証明が必要なR oHS指令で規定された化学物質）

規制物質		しきい値
1	鉛（鉛およびその化合物）	1000ppm 以下
2	水銀（水銀およびその化合物）	1000ppm 以下
3	カドミウム（カドミウムおよびその化合物）	100ppm 以下
4	6 価クロム（6 価クロムおよびその化合物）	1000ppm 以下
5	PBB 類（特定臭素系難燃剤 ポリ臭化ビフェニール類）	1000ppm 以下
6	PBDE 類（特定臭素系難燃剤 ポリ臭化ジフェニールエーテル類）	1000ppm 以下
2019年7月22日より施行		
7	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	0.1wt%以下
8	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) 注1	0.1wt%以下
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	0.1wt%以下
10	フタル酸ジブチル (DBP)	0.1wt%以下
注1 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) は、DOP (フタル酸ジオクチル) の一部であり、分析データにてDOPと表示される場合があるので注意のこと		

\* ANNE Xの適用除外項目は除く

\* 包装及び包装廃棄物指令 (94/62/EC Packaging and Packaging waste Directive) 包装材に含まれる鉛、水銀、カドミウム、及び6 価クロムの許容量は、重量比で 100ppm 以下とする。

\* R oHSの改正がされるまでは6 物質のみを調査対象とし、正式改正後の猶予期間中に準備を進め、猶予期間経過後は10 物質を調査対象とする。ただし、個別に顧客要求がある場合は、調査を行う。

### 使用を規制する化学物質（R oHS指令以外の法規制、顧客及びその他の要求を含む。）

サプライチェーンに遡って意図的に使用していないことを不使用保証書の受領等により確認できれば、個別に当該物質についての分析は不要とする。なお、不純物含有事例が確認された場合は、別途対応する。

	規制物質	しきい値	代表される法規制等
1	ポリ塩化ビフェニル（PCB類）	意図的使用禁止	化審法、EU 有害物質規制、独化学品禁止規制
2	アスベスト類	意図的使用禁止かつ1000ppm 未満	EU 有害物質規制、独化学品禁止規制、安衛法
3	特定有機スズ化合物	意図的使用禁止	化審法、EU 有害物質規制、独化学品禁止規制
4	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）	意図的使用禁止	EU 有害物質規制
5	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	意図的使用禁止かつ特定アミンとして 30 mg / kg (30ppm) 未満	独日用品規制 独化学品禁止規則
6	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上の物質）	意図的使用禁止	化審法
7	オゾン層破壊物質（HCFCは除く）	意図的使用禁止	モントリオール議定書、オゾン層保護法
8	ホルムアルデヒド	0.1ppm 以下	労安法
9	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	0.1wt%以下（成型品）	EU 有害物質規制
10	特定ベンゾトリアゾール	意図的使用禁止	化審法

\* 管理すべき物質は原則1年に1度見直すものとするが、関係法規の改正についての猶予期間を考慮し、適宜対応が必要な場合にはその都度見直しを行う。

行き

管理番号：

仕入先： - - /

(管理番号は未記入で提出願います。)

## R o H S 2 指令規制物質不使用証明書

提出日 (西暦)	年 月 日
会社及び部署名	
所在地	
責任者役職名	
責任者名	印
T E L	
F A X	
E-mail	

当社がエー・アンド・デイグループへ納入する下記「対象納入品」に示す部品・材料・副資材、梱包材について、RoHS 指令で定めた規制物質を意図的に含有していない事を証明いたします。

—記—

&lt; R o H S 指令対象規制物質 &gt;

	物質名	閾値
1	カドミウム/カドミウム化合物	100ppm 以下
2	鉛/鉛化合物	1000ppm 以下
3	水銀/水銀化合物	1000ppm 以下
4	六価クロム化合物	1000ppm 以下
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	1000ppm 以下
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE 類)	1000ppm 以下
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1000ppm 以下
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 以下
9	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 以下
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm 以下

&lt; 対象納入品 &gt; (A&amp;Dグループからの支給品は除く)

	品目コード	品目テキスト	メーカー品番 (弊社品目と異なる場合)	RoHS適用除外 項目等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

 別紙添付参照 (記入欄が足りない場合)

備考



行き

管理番号：

仕入先： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

(管理番号は未記入で提出願います。)

## RoHS 2 指令規制物質不使用証明書 別紙

当社がエー・アンド・デイグループへ納入する下記「対象納入品」に示す部品・材料・副資材、梱包材について、RoHS 指令で定めた規制物質を意図的に含有していない事を証明いたします。

—記—

<対象納入品> (A&Dグループからの支給品は除く)

	品目コード	品目テキスト	メーカー品番 (弊社品目と異なる場合)	RoHS適用除外 項目等
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				

行き

管理番号：

仕入先： \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

(管理番号は未記入で提出願います。)

## RoHS 2 指令規制物質不使用証明書 別紙

当社がエー・アンド・デイグループへ納入する下記「対象納入品」に示す部品・材料・副資材、梱包材について、RoHS 指令で定めた規制物質を意図的に含有していない事を証明いたします。

—記—

<対象納入品> (A&Dグループからの支給品は除く)

	品目コード	品目テキスト	メーカー品番 (弊社品目と異なる場合)	RoHS適用除外 項目等
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				

行き

管理番号：

仕入先： \_\_\_\_\_

(管理番号は未記入で提出願います。)

## RoHS 2 指令規制物質不使用証明書 別紙

当社がエー・アンド・デイグループへ納入する下記「対象納入品」に示す部品・材料・副資材、梱包材について、RoHS 指令で定めた規制物質を意図的に含有していない事を証明いたします。

—記—

<対象納入品> (A&Dグループからの支給品は除く)

	品目コード	品目テキスト	メーカー品番 (弊社品目と異なる場合)	RoHS適用除外 項目等
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				

改訂履歴

改訂日	内容
2011.04.01	4 M変更時の連絡に関する同意書の誤字修正（2行目 弊社→御社）
2016.12.01	RoHS指令対象規制物質が2019年7月に10物質に合わせる為変更